

〔論 文〕

OECD 公表の BEPS 行動計画 4 「利子控除・その他の金融支払いに係わる税源浸食の制限」

菊谷 正人

I 開 題

2008年9月のリーマンショックに端を発した世界的な経済危機・景気低迷により、各国は財政悪化に陥り、必要な歳出を賄うのに必要な税収を確保するため、より多くの国民負担を求めた。一方で、欧米を中心とする多国籍企業(multinational enterprises)が各国の租税制度の相違、国際的な税制の隙間・抜け穴を巧みに利用したタックス・プランニング(tax planning)を実行することにより、その活動実態に比して著しく低い租税負担しかしていない「国際的租税回避行為」(international tax avoidance)あるいは「国際的二重非課税」(international double non-taxation)の問題が広く知れることとなり、大きな社会・政治問題となった(浅川〔2016〕26～27頁)。

従来、居住地国課税を重視し、源泉地国課税をできるだけ抑制して「国際的二重課税」(international double taxation)の排除を図ってきたが、居住地国課税と源泉地国課税の二重課税を排除しようとするうちに、源泉地国でも居住地国でも課税されない「国際的二重非課税」が生じてしまった(山本〔2014〕89頁)。戦後一貫して「国際的二重課税の排除」のために論議されてきた国際課税問題が、2000年代後半以降、「国際的二重非課税」の問題に潮流が変わり始めている。

たとえば、米国のアップル社、マイクロソフト社、グーグル社等のテクノロジー関連企業が、居住地国でも源泉地国でも課税されないように、アイルランドに2つの子会社を設立し、か

つ、アイルランドと租税条約(tax treaty)を締結しているオランダの子会社を「導管」(a conduit)として介在させ、過度に法人税の逃避を図る「ダブルアイリッシュ・ウィズ・ダッチサンドウィッチ」(Double Irish with a Dutch Sandwich)と呼ばれる逃税スキームを開発・活用していた(菊谷〔2016b〕156～157頁)。米国議会上院の報告書によれば、アップル社は2009年～2012年に740億ドル(おおよそ7兆6,000億円)の海外利益を低税率国のアイルランドに利益移転し、課税逃れを行ったと報道されている(日本経済新聞、2013年6月3日)⁽¹⁾。

このような巧妙な国際的租税回避は合法的なスキームとはいえ、このスキームを利用できない一般国内企業にとっては経済活動の公正な競争条件が損なわれ、多国籍企業により租税回避された税収分には他の納税者が負担することになる。このような租税負担の不公平感は、世界的規模で税制への信頼性低下を招くことになった。多国籍企業の国際的租税回避(または意図的な課税逃れ)に対して、国際取引に係る課税ルールを抜本的に見直し、適正かつ公平な課税の実現が国際的に要請された(菊谷＝笹野〔2016〕45頁)。

このような背景の下に、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development: 以下、OECDと略す)では、「国際的二重非課税」(意図的な課税逃れ)を検討するために租税委員会(議長:浅川雅嗣財務省財務官)に「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting: 以下、BEPSと略す)のプロジェクトが2012年6月に設置された。

とりわけ、米国から BEPS が米国における法人税収を著しく喪失させており、この問題に関しては米国一国では解決できないという問題提起が行われ、通常のワーキング・パーティとは別に、「BEPS プロジェクト」が新設されたのである（山田〔2015〕165頁）。

1年後の2013年6月に英国・ロックアーンで開催されたG8サミットにおいて、「BEPS プロジェクト」は3つの主要議題のうちの一つに取り上げられ、政治的なサポートを得た。2013年7月には、多国籍企業の国際租税回避を抑制するための15の行動計画から成る「BEPS 行動計画」(Action Plan on BEPS)が公表され、OECD 非加盟のG20メンバー8か国（アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ）も議論に参加していた。健全な国際経済の実現を標榜し、公平かつ新たな国際課税ルール構築を目指す「BEPS 行動計画」は、9月のG20サミットで全面的に支持されている。その成果として、2014年9月に「第1弾報告書」が公表され、2015年9月には「2015年BEPS最終報告書」(BEPS 2015 Final Report: 以下、「BEPS 報告書」という)が取りまとめられた。この最終報告書は、10月にペルー・リマで開催されたG20財務相会合で承認を受け、11月にトルコ・アンタルヤで開催されたG20サミットにおいて、各国首脳により最終的な承認を受けた（浅川〔2016〕26～27頁）

国際課税に関する「公平な競争条件」(level playing field)の確保およびそれに基づく健全な国際課税の発展のために策定された「BEPS 報告書」では、(イ)電子経済(digital economy)の急速な発展という現実経済社会を前提にして、(ロ)各国制度の国際的な一貫性(coherence)、(ハ)多国籍企業の経済活動の実態に即した課税を求める実質性(substance)および(ニ)多国籍企業の納税実態を把握できる透明性(transparency)を確保するとともに、(ホ)多数国間協定の開発が議論され、多国籍企業に対する適切な国際課税が目論まれている（菊谷＝簗野〔2016〕46～47頁）。「BEPS 報告書」において、新たに国際的に税制調和を図る方策

を勧告した「BEPS 行動計画」(以下、「行動計画」という)は、次のようなテーマを課題としている。

- 「行動計画1」電子経済の課税上の課題への対応 (Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy)
- 「行動計画2」ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 (Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements)
- 「行動計画3」効果的な非支配外国法人税制の設計 (Designing Effective Controlled Foreign Company Rules)
- 「行動計画4」利子控除およびその他の金融支払いに係わる税源浸食の制限 (Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments)
- 「行動計画5」透明性・実質性を考慮した有害税制への効果的な対抗措置 (Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance)
- 「行動計画6」不適切な状況下における租税条約の濫用防止 (Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances)
- 「行動計画7」恒久的施設認定の人為的回避の防止 (Preventing the Artificial Avoidance of Permanent Establishment Status)
- 「行動計画8～10」価値創造を伴う成果に対する移転価格設定の調整 (Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation)
- 「行動計画11」BEPSデータの測定とモニタリング (Measuring and Monitoring BEPS)
- 「行動計画12」義務的開示制度 (Mandatory Disclosure Rules)
- 「行動計画13」移転価格設定の文書化と国別報告 (Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting)
- 「行動計画14」紛争解決の効果的手法 (Making Dispute Resolution Mechanisms More Effective)
- 「行動計画15」二国間租税条約を多数国間協定に改変する展開 (Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties)

この「BEPS 報告書」の公表を受けてOECD加盟国は、多国籍企業の国際的租税回避防止・

国際課税の強化を実現するために、国内税法の見直しを進めている。トリティー・ショッピング (treaty shopping)、タックス・ヘイブン (tax haven)、移転価格設定 (transfer pricing) 等を濫用した過度な国際租税回避 (BEPS) に対しては、各国政府は協調して取締りを強化する予定である (菊谷 [2016a] 274 頁)。

わが国では、「BEPS 行動計画」を既に法制化した分野もあれば、今後の法改正の可否を含めて検討する領域もある。たとえば、平成 27 年度 (2015 年度) 税制改正では「行動計画 1」、「行動計画 2」、平成 28 年度 (2016 年度) 税制改正では「行動計画 13」は対応済みとなっている⁽²⁾。今後、法改正を含めた検討が予定されている「行動計画」には、「行動計画 3」、「行動計画 4」、「行動計画 8～10」、「行動計画 12」等が挙げられる。

本稿で取り上げる「行動計画 4」は、各国間の税制の隙間を利用した租税回避に対抗するために各国租税制度の「国際的一貫性」を確立するための行動計画であり、過大支払利子の控除制限に関する税務処理を策定している。過大支払利子の控除制限 (利子控除およびその他の金融支払いを含む税源浸食の制限) に係る「行動計画 4」に関しては、わが国では、「過少資本対策税制」を補完し、過大支払利子による租税回避を防止する目的で「関連者等に係る支払利子等の損金不算入制度」(以下、「過大支払利子対策税制」ともいう)が平成 24 年度 (2012 年度) 税制改正により導入されている。ただし、「行動計画 4」とは異なる規定も存在するので、法改正を含めた検討が必要である。

本稿では、OECD の「行動計画 4」の具体的な内容を概観した上で、わが国でも平成 24 年度の税制改正により新たに導入された「関連者等に係る支払利子等の損金不算入制度」(「過大支払利子対策税制」)との類似点・相違点を比較・分析することにする。

II 「BEPS 行動計画 4」の目的

支払利子を利用した租税回避行為を防止する措置として、(a) 過大な利率を制限する「移

転価格税制」、(b) 自己資本に対して過大な負債の利子を損金不算入とする「過少資本対策税制」、(c) 所得金額に比して過大な支払利子を損金不算入とする「過大支払利子制限税制」が考案・適用されている。

移転価格 (transfer price) は企業集団内部間の人為的な価格であるので、関連会社間の取引における移転価格は、国際税務戦略上、できる限り低率課税国に所得がシフトするように設定される。つまり、企業集団内部間における取引価格を操作することによって、不当に所得を圧縮し、恣意的に法人税を過小申告することができる。たとえば、タックス・ヘイブンに金融子会社を設置し、高い利率で親会社に貸し付けられれば、親会社が支払った支払利子は損金算入でき、タックス・ヘイブンの子会社が受け取った受取利子は非課税または低率課税のままに止まり、合法的に国際的租税回避を達成することができる。「移転価格税制」は、主観的な移転価格を利用した租税回避の対抗措置として、独立当事者間取引において決定される独立企業間価格 (arm's length price) と移転価格との差額を損金の額に算入しない税制である (菊谷 [1997] 306～307 頁)。企業集団内部間で利率を操作することによって、過大な支払利子を損金算入することができるが、「移転価格税制」により適正な利率に制限すれば、租税回避は遮断できる。

子会社への貸付金が出資金に比べて不合理に過大となっている場合、過少資本 (thin capital) における貸付金を資本とみなし、過剰な支払利子の損金算入性 (deductibility of excess interest) を制限する「過少資本対策税制」が米国で 1989 年に導入され、二国間にまたがる企業内金融 (inter-firm finance) による国際租税回避を防ぐために、負債金額が自己資本金額の 3 倍を超える場合には、過少資本として当該超過額に対応する支払利子の損金算入が否認された。わが国では、過少資本による国際租税回避を防止する「過少資本対策税制」は平成 4 年 (1992 年) に租税特別措置法第 66 条の 5 において創設されている (菊谷 [1997] 315～317 頁)。外資系内国法人等が国外支配株主等に負債の利

子を支払う場合、国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高が国外支配株主等の保有する自己資本持分の3倍を超過するならば、国外支配株主等に支払う利子の額のうち、当該超過額に対応する支払利子は損金不算入となる。ただし、負債総額の平均残高が自己資本の額の3倍以下となる場合には、損金算入が認められる(措法66の5①)。

このように、従前には、多国籍企業の過少資本による支払利子の損金算入を利用した租税回避行為に対しては、「過少資本対策税制」により対処されてきたが、国外関連者に所得の大半を利子の形態で支払うことによる過大支払利子を利用した国際的租税回避行為が横行していた。わが国では、平成24年度(2012年度)の税制改正において、他国(特に主要先進国)の事例等を参照しながら、所得の50%を超過する関連者への利子支払いについては損金不算入とする「過大支払利子対策税制」が導入されている。過大支払利子制限税制では、資金需要がないのに過度に資金調達を行い、支払利子を損金算入することによって意図的に所得を縮減する税務処理を防止する目的で導入されているので、所得金額が判断基準となっている。「行動計画4」は、上記(c)に関するOECD/G20の最終的見解である。

「行動計画4」においては、借入金の支払利子には人為的操作が可能かつ容易であり、借入金を多くすれば多額の支払利子を損金経理でき、所得を圧縮することができるため、利子控除制限に関する議論が行われた。つまり、支払利子の過大な損金算入は広く実務化されている税務処理であるので、借入金を過大にして支払利子を増加させることにより損金を増やし所得を減らす租税回避スキームに対して、「行動計画4」は利子控除制限ルールを提案している。このような対応は、利子控除を利用した租税回避に関する欧米諸国の強い問題意識の表れであったが、その前提として、欧米諸国ではクロスボーダーの利払いが居住地国で非課税であり、利子控除を利用した租税回避が生じやすい環境にあることも一因であると推測される(財務省主税局参事官室〔2016a〕113頁)。

前述のように、支払利子には人為的操作が最も行い易いとみなされ、BEPSに関する主要課題の一つとして「行動計画4」において利子控除制限に関して議論された。ただし、各国の立場の相違により、このような議論がBEPSを防止するためか、BEPSを超えた何らかの政策的意図を持ったものであるかは異なる。各国には、そもそも利子控除に対して懐疑的な見方を示す国、利子控除制限を行うことによって税収を増加させようとする国等もあり、低い固定比率でのみ控除を認めるという議論の流れとなった。最終的には、日本の意見を踏まえて、10%から30%の一定幅を持たせた「基準固定比率」を超過する部分については、損金算入を制限するという合意が得られた(田中〔2016〕29頁)。

「行動計画4」は、利子費用(interest expense)を利用したBEPS、たとえば、過大利子控除(excessive interest deduction)を達成するために、または免除所得・繰延所得(exempt or deferred income)を得る資金調達を行うために、関連者・第三者負債(related-party and third-party debt)および経済的に利子支払いに相当する他の金融支払いを利用したBEPSを防止するためのルールを勧告している(「行動計画4」para.1)。

その際、多国籍企業グループ(multinational groups)のBEPS行動としては、企業集団全体における負債金額の調整、企業集団の集団内金融(intra-group financing)を通じた利子控除制限の回避等が考えられる。つまり、多国籍企業集団によるBEPSリスクは基本的に次のケースから生じるので、それに見合った対抗措置が必要である(「行動計画4」p.11)。

- (1) 高税率国の第三者負債の水準を高くする。
- (2) 企業集団の現実の第三者利子費用を超過する利子控除を生じさせるために企業集団内ローンを利用する。
- (3) 免税所得を生じるための借入金として第三者金融または企業集団内金融を利用する。

「行動計画4」では、過大支払利子から生じる税源浸食を防止するために、利子費用の利用を通じたBEPSリスクに対応できるベスト・プラクティスのルールが設計・勧告された。勧告

されたアプローチによれば、事業体の利子および経済的に利子に相当する金融支払いに係る控除額は、当期所得に支払利子・減価償却費等を加算した「利払前・税引前・減価償却前利益」(earnings before interest, taxes, depreciation and amortisation: 以下、EBITDA と略す) に一定比率を乗じた金額に制限された。つまり、固定比率ルール (fixed ratio rule) に基づく「利子控除制限ルール」が採択され、10% から 30% の一定幅を持たせた「基準固定比率」を超過する部分については、損金算入が否認されている (「行動計画 4」 p.11)。

Ⅲ 「BEPS 行動計画 4」の概要

1. 適用対象者の範囲

利子費用に関する BEPS リスクは、グループ内、グループ外関連者⁽³⁾ および第三者との人為的操作による借入金の支払利子に起因する。「利子控除制限ルール」が適用される適用対象者は、次のような三種類の事業体 (entities) に分類される (「行動計画 4」 para.43)。

- ① 多国籍グループの一部である事業体
- ② 国内グループ (domestic group) の一部である事業体
- ③ グループの一部でない独立営業の事業体 (standalone entities)

上記①の事業体では、BEPS リスクはインバウンド投資・アウトバンド投資の双方で生じるので、「固定比率ルール」は多国籍企業の一部であるすべての事業体に適用されるべきである。グループが特定の国に複数の事業体を有する場合には、各事業体の状態ごとに、または同一国内のすべてのグループ事業体 (国内グループ) 全体の状態ごとに「固定比率ルール」と「グループ比率ルール」(group ratio rule) を適用することができる (「行動計画 4」 paras.44 and 47)。

すべての営業を単一国内で行う②国内グループの事業体に対しても、国内グループと多国籍グループとの間の競争問題の回避、資金調達方法として持分 (自己資本) より負債を有利に扱う一般的な租税バイアスの減少、納税者の

平等な取扱いに関する憲法上の義務の遵守等を適えるために、「固定比率ルール」を適用することは適切である。国内グループの一部である事業体に「固定比率ルール」と「グループ比率ルール」を適用する場合、個々の事業体ごとまたは国内グループ全体のいずれかに適用することができる (「行動計画 4」 paras.49 ~ 50)。

最後の③独立営業の事業体は、グループの一部でない事業体であり、共通の支配下に他の事業体がない場合、個人によって所有される小事業体であるため、事業体の小規模と関連者の不在により利子による BEPS リスクはかなり低い。同一の投資家の支配下に多数の事業体がある場合、信託またはパートナーシップに係る複雑な持株構造により保有される大きい事業体である場合には、BESR リスクの水準はグループの BESR リスクの水準と類似する。独立営業の事業体に「固定比率ルール」を適用する場合には、グループの事業体と独立営業の事業体のリスクの差異を認識し、独立営業の事業体のリスクには異なるルールを用いることができる (「行動計画 4」 paras.49 ~ 50)。

「行動計画 4」は、利子控除制限ルールの適用対象者の範囲を限定し、それぞれに「固定比率ルール」と「グループ比率ルール」の選定を指定している。

2. 利子費用の範囲

利子費用を利用する税源浸食に対処するためには、利子費用の範囲を限定する必要があるが、(1) すべての形態の負債に係る利子、(2) 経済的に利子に相当する支払いおよび (3) 資金調達に関する費用に適用され、次のような項目が例示列挙されている (「行動計画 4」 para.36)。

- (a) 利益参加ローンによる支払い
- (b) 転換社債・ゼロクーポン債等の証券に係る帰属利子 (imputed interest)
- (c) 代替的資金調達アレンジメント (たとえばイスラム金融) に基づく金額
- (d) ファイナンス・リース支払いの金融コスト
- (e) 関連資産に資産化された利子 (capitalised interest) または資産化利子の償却

- (f) 移転価格税制に基づく資金のリターンを参照して算定される金額
 - (g) 派生金融商品 (derivative instruments) または事業体の借入に関連するヘッジ・アレンジメントに基づく想定利子 (notional interest)
 - (h) 資金調達アレンジメントに基づく保証料
 - (i) 資金借入に係るアレンジメント・フィーおよび類似コスト
- ただし、次のような項目は利子ではなく、経済的に利子に相当せず、または資金調達に関連して生じたものではないので、その支払いには適用されない（「行動計画4」 para.39）。
- (j) 資金調達と関連のない通貨に係る外国為替損益
 - (k) 借入に関連しないデリバティブ証券またはヘッジング・アレンジメント（たとえば、コモディティ・デリバティブ）に基づく金額
 - (l) 借入に関連しない引当金に係る割引
 - (m) オペレーティング・リースの支払い
 - (n) 使用料
 - (o) 確定給付年金に係る経過利子

なお、一般的利子控除制限ルール (general interest limitation rules) においては、事業体の借入に生じる利子について、事業体が受け取る利子所得 (interest income) と相殺した「純利子費用」 (net interest expense) を適用するのか、利子所得と相殺しない「総利子費用」 (gross interest expense) を適用するのかという問題に遭遇する。

総利子費用の適用は簡単であるが、事業体はその利子所得全部に課税され、その総利子費用の一部が否認される場合には、二重課税 (double taxation) が生じることになる。純利子費用を適用すれば、利子控除制限が適用される前に事業体の利子所得は利子費用と相殺されるので、二重課税リスクは減るであろう。また、事業体が第三者負債を負った場合、当該事業体はその総利子費用の一部の否認を受けずにグループ内で借入金を転貸することができる。したがって、勧告される一般的利子控除制限ルールは、利子所得を相殺した後、第三者・関連者・グループ内に支払われた「純利子費用」に適用される（「行動計画4」 paras.60～62）。

3. 固定比率ルール

利子控除額の算定のために使用される利益 (所得) については、「利払前・税引前・減価償却前利益」 (EBITDA) と「利払前・税引前利益」 (earnings before interest and taxes: 以下、EBIT と略す) の双方がオプションとなり得る。ただし、EBITDA が利益ベース・テスト (earnings-based tests) を有する国により用いられる利益 (所得) の最も共通の尺度 (the most common measure) である。二つの主な現金以外のコスト (有形固定資産の減価償却および無形固定資産の償却) を除外することによって、EBITDA は、事業体はその利子支払義務を履行できる能力の指針であり、また、事業体が合理的にどのくらいの利子費用を負担する余裕があるかを判断するとき用いる利益の尺度でもある（「行動計画4」 para.78）。

したがって、「固定比率ルール」に EBITDA を用いて測定することが勧告されているが、国によってはベスト・プラクティスとして EBIT を用いて利益を測定する「固定比率ルール」を適用することができる（「行動計画4」 para.82）。

第三者、関連者およびグループ事業体に支払われる利子は、EBITDA の一定比率まで控除され、この固定比率を超える利子は否認される（「行動計画4」 para.85）。この固定比率ルールでは、異なるセクターで営業するグループには異なるレバレッジ金額が必要であり、セクター内でさえグループが税以外の理由で異なる資金調達を採用するであろうという事実を考慮していないが、固定比率ルールの重要な長所としては、法人による適用と税務当局による執行が比較的簡単であるということである（「行動計画4」 para.86）。固定比率ルールに基づく利子費用否認の金額は、次のような手続きに従って計算される（「行動計画4」 paras.88～92）。

- (1) EBITDA の適切な計算
- (2) 控除可能な利子費用限度額 (maximum deductible interest expense) を算定するための EBITDA に対する法定ベンチマーク固定比率の適用
- (3) 租税目的上容認される控除可能な利子費

用限度額と事業体の現実の純利子費用 (actual net interest expense) との比較

ベンチマーク固定比率を設定するに際しては、ポジティブ (黒字の) EBITDA を有する上場多国籍グループの純第三者利子費用に相当する金額を控除することができる比率が参考にされている。OECD は、下記のように 2009 年から 2010 年までの期間にわたる平均数値に基づく比率を算出した (「行動計画 4」 para.96)。

- (イ) 10%のベンチマーク固定比率では、これらのグループの 62%は原則として純第三者利子費用の全部を控除することができる。
- (ロ) 20%のベンチマーク固定比率では、これらのグループの 78%は原則として純第三者利子費用の全部を控除することができる。
- (ハ) 30%のベンチマーク固定比率では、これらのグループの 87%は原則として純第三者利子費用の全部を控除することができる。
- (ニ) 40%のベンチマーク固定比率では、これらのグループの 91%は原則として純第三者利子費用の全部を控除することができる。
- (ホ) 50%のベンチマーク固定比率では、これらのグループの 93%は原則として純第三者利子費用の全部を控除することができる。

ベンチマーク固定比率が 30%を超えるや否やその純利子の全部を控除することができる比率がゆっくり増加する。ただし、このレベルで、

純第三者利子費用を超えて純利子費用控除を請求するためにグループ内負債の水準を増加するインセンティブを持つかもしれない。ポジティブ EBITDA を有する多国籍グループの約半分の純第三者利子 / EBITDA 比率は 5%以下である。したがって、30%のベンチマーク固定比率でグループ内負債の利用に障害がないと仮定した場合、このグループが現実の純第三者利子費用の 6 倍まで控除することができるリスクがある。このリスクは、ベンチマーク固定比率がこの水準を超えて設定される場合に増加する。このような分析に基づいて、大部分のグループが純第三者利子費用を控除し、グループがこの金額を超えて控除することを制限するという目標の均衡をとるためには、「純第三者利子 / EBITDA 比率」に基づく固定比率ルールを適用する場合、そのベンチマーク固定比率を 10%から 30%の範囲内で設定することが勧告された (「行動計画 4」 para.97)。

現実の純利子費用が EBITDA にベンチマーク固定比率 (10%から 30%の範囲内) で乗じた控除可能な利子費用の限度額を超える場合、その超える利子費用の控除は否認される。たとえば、固定比率ルールに基づく「純第三者利子 / EBITDA 比率」を 15%と設定した場合の利子費用否認の金額の計算例として、表 1 が示されている (「行動計画 4」 para.242)。

表 1 固定比率ルール (純第三者利子 / EBITDA 比率 : 15%)

諸 項 目	単 体 課 税		グ ル ー プ 課 税	
	A ₁ 社	A ₂ 社	合計	A ₁ 社 + A ₂ 社
固定比率ルール適用前課税所得	70	10	80	80
+ 純利子費用	+10	+50	+60	+60
+ 減価償却・償却	+20	+40	+60	+60
= 租税上の EBITDA	= 100	= 100	= 200	= 200
× ベンチマーク固定比率	× 15%	× 15%	—	× 15%
= 控除限度額	= 15	= 15	—	= 30
否認される利子費用	0	35	35	30

出典 : OECD [2015] para.242 一部加筆修正。

国によっては法的措置や経済状況が異なるので、ベンチマーク固定比率を設定する際には、次のような事情が考慮されるべきである（「行動計画4」 para.99）。

- (1) グループ比率ルールとの組合せで運用するのではなく、単独で固定比率ルールを運用する場合には、高い方のベンチマーク固定比率を適用することができる。
- (2) 未使用利子の繰越しまたは否認された利子費用の繰戻しが容認されていない場合には、高い方のベンチマーク固定比率を適用することができる。
- (3) BEPS リスクに個別に対処する他の目標ルールを採択する場合には、高い方のベンチマーク固定比率を適用することができる。
- (4) 当該利率が他国の利率より高い場合には、高い方のベンチマーク固定比率を適用することができる。
- (5) これらの事業体のリスク水準が相違していても、憲法上または他の法律上の理由（たとえばEU法要件）を採択する場合には、高い方のベンチマーク固定比率を適用することができる。
- (6) 事業体のグループの規模に従って異なる固定比率を適用することができる。

「行動計画4」は、利子控除額を算定するためのベンチマーク比率を勧告する一方で、各国の法的・経済的事情を配慮した比率の採用も容認している。

4. グループ比率ルール

グループが租税以外の理由のために第三者負債（third party debt）で高度のレバレッジを行うので、「行動計画4」では、「固定比率ルール」を補完するオプションとして「グループ比率ルール」が提案され、事業体の純利子費用が一国の固定比率を超える場合、当該事業体はその世界的規模グループの純利子/EBITDA比率の水準まで利子の控除が容認されている（「行動計画4」 p.11）。

「グループ比率ルール」に基づいて控除することができる純利子費用の金額は、次のような二段階で算定される（「行動計画4」 para.129）。

- (1) グループの純第三者利子/EBITDA比率の算定

$$\frac{\text{グループ純第三者利子費用}}{\text{グループ EBITDA}} = \text{グループ比率}$$

- (2) グループ比率の事業体のEBITEAへの適用
グループ比率×事業体 EBITDA = 純利子控除の限度額

「グループ比率ルール」をオプションとして適用する場合における第一段階は、グループの連結財務諸表（consolidated financial statements）から得られる情報に基づいて世界的規模グループの純第三者利子/EBITDA比率を計算することである。その際、グループの連結財務諸表の数字に基づくべきであるが、グループの連結財務諸表の数字を調整せずに使用するのではなく、事業体は特定の支払いを算入または除外する調整を行う必要がある。たとえば、事業体が純第三者利子費用の算定に当たり要求される調整には、経済的に利子に相当しない支払いの除去（たとえば、配当所得、金融商品の処分に係る損益、金融商品の公正価値評価による損益、現実の利子の支払いを含まない想定利子の金額）、借入費用の資産化利子の追加、異なる所得または費用として認識される利子所得または費用の追加（たとえば、グロス収入に含まれる利子所得または売上原価等）が含まれる（「行動計画4」 paras.130 and 134）。

グループの純第三者利子費用とEBITDAが確定すると、第二段階では、グループの純第三者利子/EBITDA比率を計算する。この比率は、「グループ比率ルール」の下で請求される純利子控除に係る限度額を算定するために、グループ内の個別の事業体のEBITDAに適用される（「行動計画4」 para.143）。すなわち、グループ全体の支払利子に係る「グループ比率ルール」は、「単体企業のEBITDA×グループ比率（＝グループ全体の純支払利子/グループ全体のEBITDA）」で計算される。

グループ全体のEBITDA比率が個別の事業体の基準固定比率と比較して高い場合には、当該事業体の利子の損金算入については当該企業全体の比率に至るまでは損金算入を認める。つ



図1 固定比率ルールとグループ比率ルールによる利子控除制限
出典：財務省主税局参事官室〔2016b〕43頁。

まり、「グループ比率ルール」では、企業グループ全体の純支払利子/グループ EBITDA 比率に達するまでは、利子の損金算入を容認する。

図1では、原則として採用される「固定比率ルール」およびオプションとして適用できる「グループ比率ルール」による利子控除制限が示されている。

BEPS リスクに対応する目的を遂行するためには、グループ全体から所得移転の可能性のない第三者に支払われた利子費用に着目すべきであり、その点において「グループ比率ルール」は理論的に正しい。ただし、「グループ比率ルール」を適用するためにはグループ全体の第三者に対する支払利子の額を正確に算出する必要があり、執行上の困難性が伴う。

また、現実に「グループ比率ルール」を採用している国が存在しない上、「固定比率ルール」における基準固定比率をより低く設定しない限り、「グループ比率ルール」を導入する理由が薄弱であることから、「グループ比率ルール」は「固定比率ルール」を補完するオプションとして位置付けられている（財務省主税局参事官室〔2016b〕42～43頁）。

5. 繰越し・繰戻しルール

利子費用の永久的否認(permanent disallowance)は、グループにとって長期プランニングを困難にする一定水準の不確実性(uncertainty)をもた

らし、これに対応する利子所得に貸主が課税されるならば、二重課税を生じさせる。したがって、事業体が否認された利子費用または未使用利子キャパシティ(unused interest capacity)の繰越しまたは繰戻し(carry forward or carry back)が容認されるべきであろう。国としては、次のような税務処理の規定が選択されるかもしれない（「行動計画4」 paras.159～161）。

- ① 否認された利子費用のみの繰越し
- ② 否認された利子費用と未使用利子キャパシティの繰越し
- ③ 否認された利子費用の繰越しと繰戻し

これらの規定に基づいて繰越しまたは繰戻しを行った事業体の否認された利子費用は、一般に、固定比率ルールおよびグループ比率に基づき認められる金額を超える控除可能な純利子費用である。事業体が未使用利子キャパシティを繰り越す場合、事業体の純利子費用が固定比率利用のみに基づいて認められる金額を下回る金額に限定される。ただし、未使用利子キャパシティをグループ比率ルールに基づいて認められる水準に繰り越すことが容認されている（「行動計画4」 paras.162～163）。

繰越しまたは繰戻しが認められる場合には、期間または価値について制限を設けることができる。繰越しおよび繰戻しに係る制限には、国は次のように定めるべきである（「行動計画4」 para.165）。

- (a) 否認された利子費用または未使用利子キャパシティが繰り越され、あるいは否認された利子費用が繰り戻される年数を制限する。
- (b) 繰越しの価値を期間の経過で（たとえば、毎年度 10%）減らす。
- (c) 繰越しまたは繰戻しの価値に一定金額の限度を設ける。
- (d) 単年度に用いる繰越しまたは繰戻しの金額を制限する。
- (e) 損失の繰越しと同様に、一定の状況で繰越しをゼロにリセットする。

「行動計画 4」は、利子控除額に制限を加える一方で、その利子控除額の繰越し・繰戻しの設定も提案している。

IV わが国における過大支払利子対策税制の概要

1. 過大支払利子の損金不算入額の計算

前述したように、わが国においても、支払利子の控除制限税制に係る「行動計画 4」に関しては、ある程度の歯止めを過大支払利子にかけてきた。過大支払利子制限税制は、「過少資本対策税制」を補完し、過大支払利子による租税回避を防止する目的で平成 24 年度税制改正により導入されている。

租税特別措置法第 66 条の 5 の 2 第 1 項において、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以後に開始する各事業年度に関連者支払利子等の額がある場合、「関連者純支払利子等の額」が「調整所得金額」の 50% 相当額を超えるときは、そ

の超える部分の金額は「損金の額」に算入しないことになっている。

ここに「関連者純支払利子等の額」とは、当該事業年度における関連者への支払利子等の額からこれに対応する当該事業年度の受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額）を控除した残額をいう（措法 66 の 5 の 2 ①、措令 39 の 13 ②）。

$$\text{関連者純支払利子等の額} = \text{関連者支払利子等の額} - \text{控除対象受取利子等の額}$$

「調整所得金額」とは、当期所得に減価償却費・受取配当益金不算入額・関連者への純支払利子等の額を加算した所得金額であり（措法 66 の 5 の 2 ①、措令 39 の 13 ①）、「行動計画 4」でいう EBITDA に相当する。

$$\text{調整所得金額} = \text{当期の所得金額} + \text{減価償却費等} + \text{関連者純支払利子等の額}$$

法人の各事業年度の「関連者への純支払利子等の額」が「調整所得金額」の 50% を超える場合、その超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。

したがって、損金不算入となる「過大支払利子」の金額は、下記の算式により算定されることになる。

$$\text{過大支払利子} = \text{関連者純支払利子等の額} - \text{調整所得金額} \times 50\%$$

図 2 では、損金不算入となる過大支払利子の算定プロセスが図示され、その後、その具体的数値例が示されている。

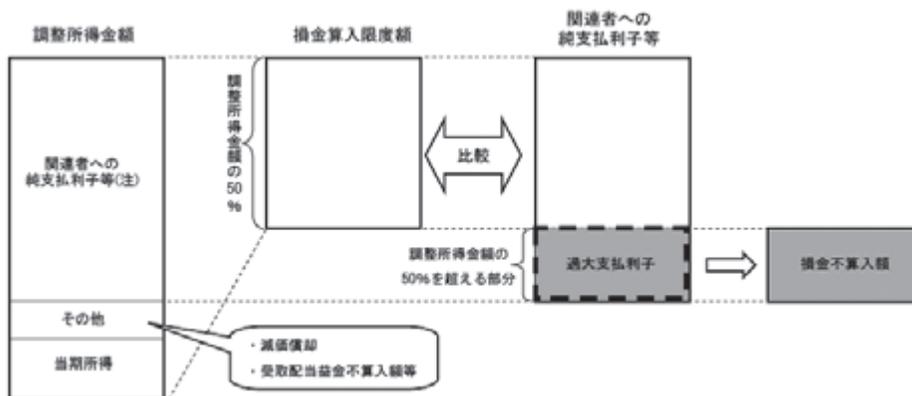


図 2 過大支払利子（損金不算入）の算定プロセス

出典：財務省「過大支払利子税制の仕組み」 http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/336.htm

ケース1：所得金額3,000、減価償却費等500、
 関連者純支払利子等2,000

費用否認額：2,000 - (3,000+500+2,000) ×
 50% = △750 ∴否認額なし

ケース2：所得金額1,000、減価償却費等500、
 関連者純支払利子等2,000

費用否認額：2,000 - (1,000+500+2,000) ×
 50% = 250 ∴250否認

ケース3：所得金額△1,000、減価償却費等
 500、関連者純支払利子等2,000

費用否認額：2,000 - (△1,000+500+2,000)
 × 50% = 1,250 ∴1,250否認

なお、関連者への純支払利子額が1,000万円以下である場合、関連者への支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額（関連者に対する支払利子等で、その支払いを受ける関連者においてわが国の法人税の課税所得に算入されるもの等は除く）の50%以下である場合においては、適用除外の特例が認められている。この適用除外の特例を受ける場合には、確定申告書にその旨を記載した書面および計算書類を添付し、かつ、その計算書類を保存しておく必要がある（措法66の5の2⑥）。

2. 関連者等および関連者支払利子等の範囲

過大支払利子制限税制度は、関連者間の支払利子を利用した租税回避スキームの防止を目的としているので、移転価格税制・過少資本税制と同様に、一定の関連者等に対する支払利子のみが制度の対象となる。ここでいう関連者とは、直接・間接の持分割合50%以上または実質支配・被支配関係にある者およびこれらの者による債務保証・資金供与等を受けた第三者等をいい、法人のほか個人も含まれる。つまり、過大支払利子制限税制度における関連者等は、次のような者に限定される（措法66条の5の2②）。

(1) 直接・間接の持分割合が50%以上の親法人・子法人（個人についても、以下と同様の関係にある個人が関連者となる）

(a) 二の法人のいずれか一方の法人が他の法人の発行済株式などの総数または総額の50%以上の数または金額の株式等を直接ま

たは間接に保有する関係を有する法人

(b) 二の法人が同一の者によってそれぞれの発行済株式等の総数または総額の50%以上の数または金額の株式等を直接または間接に保有される場合における当該二の法人の関係を有する法人

(2) 役員等の兼務、取引関係、資金調達等を通じた実質支配・被支配の関係にある法人

(3) 一定の第三者

(a) 法人に係る関連者が第三者を通じてその法人に対して資金を供与したと認められる場合におけるその第三者

(b) 法人に係る関連者が第三者に対してその法人の債務の保証をすることにより、その第三者がその法人に対して資金を供与したと認められる場合におけるその第三者

(c) 法人に係る関連者からその法人に貸し付けられた債券が、他の第三者に担保として提供され、債券現先取引で譲渡され、または現金担保付債券貸借取引で貸し付けられることにより、当該他の第三者がその法人に対して資金を供与したと認められる場合におけるその第三者および他の第三者

さらに、「関連者支払利子等の額」とは、関連者等に対する支払利子等であり、そのうち関連者等の課税対象所得に含まれないものをいう（措法66の5の2②）。その支払利子等の額は、下記の負債の利子・費用等を含み、除外対象特定債券現先取引等に係る利子を除いた金額をいう。

(イ) 負債の利子およびこれに準ずるもの

①負債の利子

②手形の割引料

③売買として扱われるリース取引の対価の額（1,000万円未満のものを除く）に含まれる利息相当額

④アンダーパー発行による社債の償還差損等

⑤短期の前払利息、原価算入支払利子、預り金利子、金融機関の預金利息、給付補填備金繰入額

⑥上記のほか、経済的な性質が支払う利子に準ずるもの

(ロ) その他の費用または損失

- ① 法人が関連者に支払う債務の保証料（関連者が第三者に対して法人の債務の保証をすることにより、その第三者が法人に対して資金を供与したと認められる場合）
- ② 法人が関連者に支払う債券の使用料、債務の保証料、または第三者に支払う債券の使用料（関連者から法人に貸し付けられた債券（関連者が法人の債務の保証をすることにより、第三者から法人に貸し付けられた債券を含む）が、他の第三者に、担保として提供され、債券現先取引で譲渡され、または現金担保付債券貸借取引で貸し付けられることにより、他の第三者が法人に対して資金を供与したと認められる場合）
- ③ 償還有価証券に係る調整差損

3. 翌事業年度以後における超過利子額の損金算入
 さらに、租税特別措置法第 66 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、各事業年度開始の日前 7 年以内に開始した事業年度において、「関連者等に係る支払利子等の損金不算入制度」（措法 66 の 5 の 2）により損金の額に算入されなかった金額（超過利子額という）がある場合には、その超過利子額（本制度に係る超過利子額と外国子会社合算税制による損金算入額を除く）に相当する金額は、調整所得金額の 50% 相当額から「関連者純支払利子等の額」を控除した残額相当額を限度として超過利子額（損金不算入額の繰越額）の損金算入が認められている。つまり、過年度における超過利子額（損金不算入額）の 7 年間繰越しが容認される。

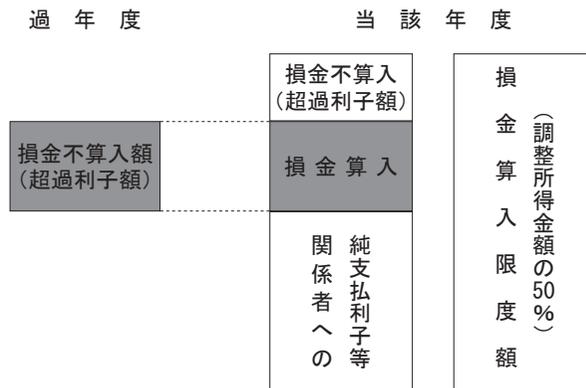


図 3 超過利子額の損金算入

図 3 では、過年度から繰り越された損金不算入額（超過利子額）の損金算入化における計算構造が示されている。

わが国における「過大支払利子対策税制」では、法人の各事業年度の関連者純支払利子等の額が調整所得金額（EBITDA）の 50% を超える場合には、その超える部分の過大支払利子金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金不算入として処理され、翌事業年度以後 7 年間にわたり繰り越して一定の限度額まで超過利子額の損金算入が容認されている。

V わが国税制の対応 — むすびに代えて —

「行動計画 4」に係る支払利子の控除制限に関しては、わが国でも、ある程度の制限を講じてきた。「関連者等に係る支払利子等の損金不算入制度」が、「過少資本対策税制」を補完し、過大支払利子による租税回避を防止する目的で平成 24 年度税制改正により「過大支払利子対策税制」として創設されている。

ただし、「過大支払利子対策税制」により算定された損金不算入額が「過少資本対策税制」により算定される損金不算入額以下となる場合には、「過大支払利子対策税制」の規定は適用されない(措法 66 の 5 の 2 ⑦、措令 39 の 13 ⑩)。

反対に、「過少資本対策税制」により計算された金額が「過大支払利子対策税制」により計算される金額を下回る場合には、「過少資本対策税制」は適用されない（措法 66 の 5 ④・⑩、措令 39 の 13 ⑩・⑳）。過大支払利子対策税制は過少資本対策税制を補完するために設けられたので、両方の制度から算出される損金不算入額の二重控除を避け、いずれか多い金額を損金不算入額としている。

ドイツでは、2008年に支払利子の損金算入制限制度として「利子控除制限枠」（Zinsschranke）が導入されたが、その際に過少資本対策税制は廃止されている（居波〔2014〕330頁）。負債と自己資本を計算要素とする「過少資本対策税制」よりも、直接的に損金（支払利子）と（調整）所得金額を対象とする「関連者等に係る支払利子等の損金不算入制度」（「過大支払利子対策税制」）の方が目的適格的・合理的な制度であると言えるかもしれない。

「過少資本対策税制」を適用した場合、利子費用の控除制限額は永久的否認額となるが、「過大支払利子対策税制」を適用すれば、その損金不算入額の全額について7年間の繰越しが容認されている。同じ利子控除制限制度でありながら、「過少資本対策税制」には損金不算入額の繰越しが認められず、「過大支払利子対策税制」では適用されており、異なる税務措置が講じられている。現行規定からは、「過大支払利子対策税制」の方が課税上有利に働く。成道〔2015〕903頁も指摘しているように、「過大支払利子対策税制」においては必ずしも租税回避が意図されなくても適用されることもあり得ることに配慮したことによるからであろう。

「行動計画4」では、所得金額に比べて通常必要な資金調達コストを超える超過分の利子を損金不算入とする結論に至り、損金算入の基本ルールとして「固定比率ルール」が推奨され、単体企業の支払利子損金算入については「10%～30%」に制限されることになった。ただし、わが国の現行制度では、単体企業の閾値は50%であるので、今後、見直されていく可能性がある（池田〔2016〕39頁）。また、利子費用の範囲が「関連者への純支払利子」（関連者間の取引）

に限定されている点で異なり、調整の余地があるかもしれない。

なお、わが国でも、「グループ比率ルール」は導入されていないが、グループ全体における BEPS リスクに対応するためには、第三者への支払利子費用にグループ全体から考慮すべきであり、「グループ比率ルール」の採択も必要であるかもしれない。

《注》

- (1) 米国のスターバックスも1988年に英国に進出し、累計30億ポンド（おおよそ4,700億円）の売上高を計上したにもかかわらず、低税率国のオランダとスイスの子会社に利益移転し、英国では860万ポンド（おおよそ13億5,000万円）の法人税しか支払わなかったため、2012年に大規模な不買運動が起こり、2年間に2,000万ポンド（おおよそ31億円）の法人税を自主的に納税する合意を同年12月に英国当局と交わしている。英国では、意図的な課税逃れと認定された多国籍企業等には高税率を適用する、いわゆる「グーグル税」が導入された（日本経済新聞、2016年4月25日）。
- (2) 「行動計画1」に関する消費税については、平成27年度税制改正の際に、国境を越えた消費者（事業者）向けの取引に関して、消費者の所在地国で消費税（付加価値税）を徴収できるようにするためのルールと執行のメカニズム（リバースチャージ方式）が設定された。「行動計画2」に関する「ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化」に関しては、平成27年度税制改正において、既に子会社の所在地国で損金算入が認められている配当は、配当を受領する日本国内の親会社において外国子会社配当益金不算入制度の対象から除外された。「行動計画13」の移転価格に係る文書化については、平成28年度税制改正の際に、多国籍企業の活動実態を報告する重要な文書として「国別報告書」の提出が義務付けられた。
- (3) 「行動計画4」(para.176)でいう関連者(related parties)とは、グループの一部ではないが、

重要な関係の存する個人または事業体に関連し、次の条件のいずれかに該当する個人または事業体である。

- (イ) 第一の者が当該者に第二の者の実効支配 (effective control) を与える投資を有するか、または第三者に両者に対する実効支配を与える投資を保有する第三者が存在する。
- (ロ) 第一の者が第二の者に25%以上の投資を保有しているか、または両者に25%以上の投資を保有する第三者が存在する。
- (ハ) 関連企業 (associated enterprises) とみなされる。

財務省主税局参事官室〔2016a〕「BEPSプロジェクトの概要」『国際税務』第36巻第2号。

財務省主税局参事官室〔2016b〕「BEPSプロジェクトの各行動計画の概要①」『国際税務』第36巻第3号。

《参考文献》

- 浅川雅嗣〔2016〕「BEPSプロジェクトの軌跡と展望」『国際税務』第36巻第1号。
- 居波邦泰〔2014〕『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応 — 国際的二重非課税に係る国際課税原則の再考 —』中央経済社。
- 池田義典〔2016〕「国際課税の最近の動向」『TKC会報2016年9月特別号』第52号。
- 菊谷正人〔1997〕『多国籍企業会計論』創成社。
- 菊谷正人〔2016a〕『国際会計の展開と展望—多国籍企業会計とIFRS—』創成社。
- 菊谷正人〔2016b〕『「パナマ文書」と国外財産調書制度の強化』『税経通信』第71巻第11号。
- 菊谷正人＝篠野顕一郎〔2016〕「OECDの『BEPS報告書』とわが国税制の対応」『租税実務研究』第6号。
- 成道秀雄〔2015〕『税務会計 — 法人税の理論と応用 —』第一法規。
- OECD〔2015〕*OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Limiting Base Erosion Involving Interest Deductions and Other Financial Payments, Action 4: 2015 Final Report.* - - - - 「行動計画4」
- 田中琢二〔2016〕「BEPS報告書とその背景・概要・展望」『国際税務』第36巻第2号。
- 山田有人〔2015〕「タックス・プランニングにおける『暗黙の税』と『非租税コスト』の重要性 — 英国におけるスターバックスの事例研究 —」『税経通信』第70巻第10号。
- 山本守之〔2014〕「国際課税とOECD租税委員会」『税経通信』第69巻第1号。

[論 文]

フランス連結会計基準の国際的調和 (24)

- 連結会計基準の特徴 -

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄 (以上第 35 巻第 4 号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998 年 12 月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - (6) 連結会計の基本原則 (以上第 36 巻第 2 号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
(以上第 36 巻第 3 号, 第 37 巻第 2 号, 第 3 号, 第 4 号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
(第 38 巻第 1 号, 第 39 巻第 2 号, 第 3 号)
 - (10) 外貨換算会計
(第 39 巻第 4 号, 第 40 巻第 1 号)
 - (11) リース会計 (第 40 巻第 4 号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
(第 43 巻第 1 号, 第 44 巻第 3 号, 第 45 巻第 1 号, 第 2 号, 第 4 号, 第 46 巻第 2 号, 第 47 巻第 1 号)
4. 連結の会計方針と国際的基準への対応
(第 49 巻第 1 号)
5. 税務会計の影響 (第 50 巻第 3 号)
6. プラン・コンタブル・ジェネラルと税務会計
(第 52 巻第 4 号)
7. 連結会計基準とプラン・コンタブル・ジェネラル - むすびに代えて -
 - (1) プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG)

の特徴

- (2) プラン・コンタブル・ジェネラルの法的効力と商法・会社法規制との関係
(第 54 巻第 1 号)
- (3) 連結会計基準の特徴 (以上本号)
- (4) 国家会計審議会 (CNC) の組織構成上の特徴 (以下次号)

7. 連結会計基準とプラン・コンタブル・ジェネラル - むすびに代えて -

(3) 連結会計基準の特徴

前稿 (大下, 2017) で明らかにしたとおり、プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général; PCG) は多方面における利用を想定した「一般的性格の共通基準」として位置づけられてきた。これに対して、連結会計基準は、企業集団に係る連結計算書類の作成のための基準である。

フランスにおける連結会計基準は 1968 年国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité; CNC) 連結報告書・勧告書から始まる。1968 年、国家会計審議会 (CNC) は「貸借対照表と損益計算書の連結に関する勧告書第 1 号 (Recommandation N°1 sur la consolidation des bilans et des comptes)」(本稿では「1968 年 CNC 連結勧告書」と呼ぶ) を公表した。

1968 年 CNC 連結勧告書は、同年の CNC の報告書『貸借対照表と損益計算書の連結 (Consolidation des bilans et des comptes)』(本稿では「1968 年 CNC 連結報告書」と呼ぶ)

における各検討項目の結論的部分を勧告としてまとめたものである。なお、1968年CNC連結報告書・勧告書は、1968年3月20日付経済・財務省令がこれを正式に承認している。

その後、1985年には、連結計算書類に関する1983年6月13日EC会社法指令第7号の国内法化を目的として、1985年1月3日法律（以下「1985年連結会計法」と呼ぶ）とその1986年2月17日適用デクレが商法・会社法に連結会計規定を導入した。

これに対応して、1986年には、上記1985年1月3日法律とその適用デクレを考慮した上で、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル（PCG）に連結会計原則「第IV章 計算書類の連結：方法論」（以下「1986年PCG連結会計原則」と呼ぶ）が追加された。

1986年PCG連結会計原則は1999年に改訂され、会計規制委員会（CRC）規則第99-02号（以下「1999年連結会計規則」と呼ぶ）として分離・独立している。

以上の1968年CNC連結報告書・勧告書、1985年連結会計法とその1986年適用デクレ、1986年PCG連結会計原則、1999年連結会計規則が、フランスにおける連結会計基準を形成してきた。

① 連結会計基準の構造の複合化と会計システムの二元化

1) 連結特有の処理に係る基準

第1図表は、1968年CNC連結報告書・勧告書の構成・内容を示したものである。これによれば、1968年CNC連結報告書は、「序」、第1部「連結方法の研究」、第2部「連結作業」および「結論」により構成され、連結方法を研究した上で、連結作業の分析を行うという構成になっている。

1968年CNC連結勧告書は当該連結報告書の結論的部分を勧告書としてまとめたものであり、一般原則、連結範囲、連結方法、事前の再処理（在外企業の換算を含む）、内部取引の消去、連結売上高の定義、連結差額、連結成果およびグループ計算書の作成・表示から構成されている（CNC, 1973, pp. 65-68）。いずれも連結特有の問題に関わっている。なお、「連結差額（différence de consolidation）」とは、子会社における支配獲得後の「剰余金（résERVE）」を意味する。剰余金概念は会社法上明確な形で定義されているのに対して、企業集団は法的に位置づけられていないことから、同報告書・勧告書は、支配獲得後の子会社の「剰余金」を「連結差額」という用語で表現している。

第1図表 1968年連結報告書・勧告書の構成・内容

1968年CNC連結報告書	1968年CNC連結勧告書
序	
第1部 連結方法の研究	一般原則
A. 諸外国の実務・法令	
B. 用語	
C. 連結企業集団の構成	連結企業集団の構成（連結範囲）
D. 連結方法	連結方法（全部連結・比例連結・持分法）
第2部 連結作業	事前の再処理
A. 事前の再処理	内部取引の消去
B. グループ内の内部取引の消去	連結売上高の定義
C. 連結売上高の決定	連結差額
D. 連結	連結成果
E. 連結差額	グループ計算書の作成と表示
F. グループ計算書の作成と表示	
結 論	

（筆者作成）